

議案第47号

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費の種目及び内容の見直しをするほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年葛飾区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2万8,000円」を「2万9,000円」に改める。

第4条第2項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。